

入札公告

下記の財産について、一般競争入札による売払いを行うので、清水町財務規則（昭和63年規則第1号）第122条の規定に基づき公告する。

平成21年10月15日

清水町長 山本 博保

記

1 入札執行者

清水町長 山本 博保

2 入札により売払う財産の表示

入札番号	自動車 登録番号	入札対象財産 (車種及び型式)	登録 年月日	車検 満了日	自動車の 種別	乗車 定員	総排 気量	走行 距離
一般 第4号	沼津200 は 20	三菱ニューエアロスター KC-MM822H	平成10年 9月29日	平成21年 10月3日	普通	42人	7.54 ^{リットル}	140,550km (9月9日現在)

3 入札参加資格者

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の4の規定に該当しないこと。
(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等)
- (2) 未成年者及び被補助人にあっては、契約締結のための同意を得ていること。
- (3) 個人の場合は、個人市町村民税及び固定資産税の滞納がないこと。
法人の場合は、法人市町村民税及び固定資産税の滞納がないこと。
- (4) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

4 入札関係書類の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間・時間

平成21年10月15日(木)から平成21年10月30日(金)まで
(土曜日、日曜日を除く。)午前9時00分から午後4時00分まで

(2) 配付場所

清水町役場総務課 (庁舎本館3階)

〒411-8650 駿東郡清水町堂庭210番地の1 (電話番号: 055-981-8237)

(3) その他

入札関係書類は、郵送又は電送による配布を行わない。

5 入札参加申込書の受付期間、受付場所等

(1) 受付期間・時間

平成21年10月19日(月)から平成21年11月4日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時00分から午後4時00分まで

(2) 受付場所

清水町役場総務課 (庁舎本館3階)
〒411-8650 駿東郡清水町堂庭210番地の1 (電話番号: 055-981-8237)

(3) その他

入札参加申込書は、持参により提出すること。(郵送又は電送による受付は行わない。)

6 入札対象財産の公開

以下のとおり入札対象財産の公開を行う。

入札番号	日 時	場 所
一般 第4号	平成21年10月19日(月)から平成21年10月30日(金)まで 午前9時00分から午後4時00分まで	清水町バス車庫

※公開希望者は、事前に希望日時を連絡すること。

7 入札手続等

(1) 入札執行の日時及び場所

入札番号	日 時	場 所
一般 第4号	平成21年11月12日(木)午後2時00分	清水町役場 3階 大会議室

(2) 入札方法

本人又はその代理人が出頭して、封書にて提出すること。

(3) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除とする。

(4) 入札の無効

清水町財務規則(昭和63年規則第1号)第132条及び応募要領に記載された入札無効事由に該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定価格を超え、かつ、最高の金額で入札を行った者を落札者とする。ただし、最高金額の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。

(6) 契約方法

落札者は、町の定めた売買契約書により、町の定めた日までに、契約を締結しなければならない。

8 入札対象財産の引渡し

- (1) 入札対象財産の引渡しは現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わないものとする。
- (2) 入札対象財産の引渡しは、名義変更手続きの完了を確認した後とする。
- (3) 名義変更手続き、車両の運搬、文字の消去、再登録、その他入札対象財産の引渡し等にかかることは落札者の負担とする。

9 附帯条件

- (1) 名義変更手続きは、売買代金支払い後とする。
- (2) 名義変更後に生ずる公租公課は、落札者の負担とする。
- (3) 落札者は、清水町が指定した期日(契約締結後30日以内)までに車両代金を一括して支払うものとする。
- (4) 落札者は、引渡し後速やかに車両に記載された町名の抹消を行い、その証として抹消後の写真を提出すること。

10 その他

- (1) 入札参加者は、本公告のほか、応募要領等を熟知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 照会窓口は、清水町役場総務課管財係(電話番号055-981-8237)とする。